

# 特定非営利活動法人八王子子ども劇場定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 八王子子ども劇場という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都八王子市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、すべての子どもたちを対象とし、鑑賞・遊び・文化活動などの感動体験を通して、子どもの社会参画の機会の拡充を図り、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 福祉の増進を図る活動
- (6) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 演劇・音楽等の鑑賞とワークショップ
- ② 子どもみずからが企画するキャンプ等野外や、室内でのさまざまなあそび創造活動
- ③ 乳幼児親子集い・交流の場作り
- ④ 他団体との交流・連携・協働事業
- ⑤ 目的を達成するための学習会・調査・広報等の活動
- ⑥ その他、目的を達成する為に必要な活動

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進する個人
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同し、活動に参加する個人
- (3) 支援会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援する個人および団体

#### (入会)

第7条 正会員の入会について、特に条件等は付さない。

- 2 正会員になろうとするものは、入会申込書を代表理事に提出し、代表理事は正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。
- 3 理事会は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 正会員以外の会員になろうとするものは、入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

#### (入会金及び会費)

第8条 正会員およびその他の会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (退会)

第9条 正会員およびその他の会員は、退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### (みなし退会)

第10条 正会員またはその他の会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会費を引き続き2年以上納入しないとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。

#### (除名)

第11条 会員が、この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をした場合、総会において、正会員総数の3分の2以上の同意により、代表理事がこれを除名することができる。

- 2 この規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行なう総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、および会費その他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員および職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 10名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名以上3名以下を代表理事、1名を専務理事、3名以上の常務理事とする。

(役員を選任)

第14条 理事は、総会において選任する。

- 2 代表理事、専務理事、常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、総会において選任する。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 この法人の代表は、代表理事、専務理事、常務理事とする。

- 2 代表理事は、この法人の業務を統括する。
- 3 専務理事は、この法人の業務を掌握する。
- 4 常務理事は、理事会の決議にもとづき、この法人の業務を取り扱う。
- 5 理事は、理事会を構成し、総会の決議にもとづき、この法人の業務を決定する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期はそれぞれの前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員の補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するために、事務局をおく。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局次長その他の職員若干名を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て代表理事が任免し、職員は事務局長が任免する。

## 第5章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第21条 この法人に顧問及び相談役を置く。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。
- 3 前項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

## 第6章 会議

(種別及び構成)

第22条 会議は、総会、理事会、常務理事会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。
- 3 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とし、理事をもって構成する。
- 4 常務理事会は、代表理事、専務理事、常務理事をもって構成する。

(会議の機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告および収支決算の承認

- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他理事会が必要と認める重要な事項

2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議の執行に関する事項
- (3) その他この法人の業務の執行に関する事項

3 常務理事会は、以下の事項を議決する。

- (1) 理事会提出議案の作成に関する事項
- (2) 理事会の決議の執行に関する事項
- (3) その他理事会の決議を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後80日以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事が招集するとき。

3 通常理事会は、毎月1回以上代表理事が招集する。ただし、次の各号の一に該当する場合には、臨時理事会を招集しなければならない。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から請求があったとき。

4 常務理事会は、代表理事、専務理事、常務理事の要請によりそのつど開催する。

(招集権者及び招集通知)

第25条 会議は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第24条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 代表理事は、総会を招集するに当たっては、会議を構成する正会員に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、少なくとも会日より10日前までに文書を発ししなければならない。

4 理事会、常務理事会の招集については、別に定める運営規定によるものとする。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の3分の1の出席がなければ、開催することができない。

2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、代表理事、または、代表理事が指名した理事がこれに当たる。

(議決)

第28条 会議における議決事項は、第25条第3項および第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に定める場合を除き、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決する所による。

3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決する所による。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。また各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

3 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

4 第2項および第3項に規定する当該正会員または当該理事は、第26条および前条の規定の適用については出席したものとみなす。

5 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記する。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 総会の議事録には、議長及び、出席した正会員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印し、これを保存しなければならない。

3 理事会、常務理事会の議事録については、別に定める運営規定によるものとする。

## 第7章 資産および会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第33条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(経費の支弁)

第34条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第35条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第36条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第37条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第40条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の

3分の2以上の同意を得、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第41条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 総会の決議に基づいて解散をする場合は、正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人八王子チャイルドラインに譲渡するものとする。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の3分の2以上の同意を得、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 雑則

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、この法人の事務所の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載し、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

(細則)

第45条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 付則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成12年10月31日までとする。

代表理事 浅野里恵子



副代表理事	山本英子
理事	新楨加代子
同	宇田川恭子
同	梅本みどり
同	荻原節子
同	楠本洋子
同	熊坂 劭
同	澤田 緑
同	高岩尊子
同	豊泉節子
同	中島佐和子
同	中田 忍
同	古澤幾代
同	松井メイ子
同	松澤順子
同	武藤定明
同	村松美佐子
同	山下 真
同	志田ひろみ
同	高橋万里子
同	岡本晴子
監事	大森一美
同	高比良房枝

3 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年8月31日までとする。

5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

① 正会員	500円
② 活動会員	500円

(2) 会費

① 正会員	1口月額	1,300円
② 活動会員	1口月額	1,300円

- ③ 支援団体会員 1口年額 10,000円
- ④ 支援個人会員 1口年額 5,000円

平成15年 7月25日 定款一部 変更

平成24年10月21日 定款一部 変更

平成 年 月 日 定款一部 変更